

平成27年度
組織目標達成度測定シート

今年度の目標設定				今年度の目標の達成度と今後の取り組み		
A 組織の方針(使命)	B 重点目標項目	C 設定理由・考え方	D 活動(手段)	E 目標の達成評価	F 目標の達成度	G 今後の取り組み
組織の基本方針又は使命	今年度取り組む事項	どのようなニーズに基づくのか どのような成果を目指すのか	重点目標項目を実現するため行う活動や手段	目標の達成状況や成果の評価(できるだけ定量的に記入)	※目標の達成度の区分(「B 重点目標項目」単位での評価)	目標が未達成であれば、今後の具体的な取り組み
地方分権の進展により、地方自治体に自己決定・自己責任が求められている中にあって、市の業務の総合的な管理と職員の育成を進め、適正かつ公正で、透明性が高く、効果的な行政を進める行財政運営の基盤を確立する。	1.行財政改革の推進 2.国勢調査等基幹統計調査の円滑な実施 3.固定資産台帳(公会計)の整備	<ul style="list-style-type: none"> 市が将来にわたり持続的に発展するために、行財政改革を推進する。 国勢調査等基幹統計調査の円滑な実施に向けた環境整備を行うとともに、正確に調査客体を把握し適正な調査活動を実施する。 現在運用している公有財産管理システムを基に、財産所有課における公有財産の現状把握を促進し、本市の固定資産台帳の整備に取り組む。 	<ul style="list-style-type: none"> 「新行政改革実行計画」の策定を進める。 「行革フォローアップ計画」の最終年度として、各部局の取組を推進する。 国勢調査実施に向けた体制整備 国勢調査実施に向けた啓発 国勢調査の円滑な実施 国勢調査の適正な審査 学校基本調査の円滑な実施 経済センサス活動調査の事前準備 公会計について、庁内への周知及び固定資産台帳作成に必要な作業手順をつくる。 	<p>行革フォローアップ計画の総括を実施した。 新行政改革実行計画を策定した。</p> <p>学校基本調査及び国勢調査を円滑に実施した。また、平成28年経済センサス活動調査の実施に向け準備を行った。</p>	B	
					A	
					B	調査票をもとに、各課へのヒアリングを実施する。

平成27年度
組織目標達成度測定シート

今年度の目標設定				今年度の目標の達成度と今後の取り組み		
A 組織の方針(使命)	B 重点目標項目	C 設定理由・考え方	D 活動(手段)	E 目標の達成評価	F 目標の達成度	G 今後の取り組み
組織の基本方針又は使命	今年度取り組む事項	<p>どのようなニーズに基づくのか どのような成果を目指すのか</p>	<p>重点目標項目を実現するため行う活動や手段</p>	<p>目標の達成状況や成果の評価(できるだけ定量的に記入)</p>	<p>※目標の達成度の区分(「B 重点目標項目」単位での評価)</p>	<p>目標が未達成であれば、今後の具体的な取り組み</p>
	4.時間外勤務の縮減に向けての取組み	<p>・過重労働による健康被害の防止のため、特に長時間勤務者の減少を図る施策を中心に、時間外・休日勤務縮減計画に基づき、対策を実施する。</p> <p>成果目標 ・市長部局における年間500時間を超える時間外勤務を行った人数が、過去3年間で最も少ない平成25年度実績(33人)より少なくなるようとする。</p>	<p>・平成26年度からの長時間勤務申告書に係る取り組みを継続するとともに、ノー残業デー及び週休日休日勤務の実施について、各副部長が責任を持って管理するよう制度・様式を変更することで、各部局が主体的に長時間勤務者の削減に取り組むようとする。</p> <p>・ノー残業デーを一年を通して週2日に拡大する。</p> <p>・平成26年度からの部局別時間外管理表による長時間勤務の要因分析に係る取り組みを継続するとともに、各部局が主体的に時間外勤務の削減に取り組む体制を整え、長時間勤務者の削減目標を各部局で設定するよう協議を行う。また、健康管理面から時間外・休日勤務縮減対策の指針に基づき、長時間勤務を防止する施策を検討、立案する。</p>	<p>平成26年度からの長時間勤務申告書に係る取り組みを継続するとともに、ノー残業デー及び週休日休日勤務の実施について、各副部長が責任を持って管理するよう制度・様式を変更した。</p> <p>ノー残業デーを平成27年10月から週2日に拡大した。</p> <p>部局ごとに長時間勤務者の削減目標を設定し、長時間勤務削減に取り組んだ。</p> <p>成果 平成27年度における市長部局の年間500時間を超える時間外勤務を行った人数は、22人となり、成果目標を達成した。</p>	A	

平成27年度
組織目標達成度測定シート

今年度の目標設定				今年度の目標の達成度と今後の取り組み		
A 組織の方針(使命)	B 重点目標項目	C 設定理由・考え方	D 活動(手段)	E 目標の達成評価	F 目標の達成度	G 今後の取り組み
組織の基本方針又は使命 組織の基本方針又は使命	5.行政不服審査法改正に係る対応	・行政不服審査法が改正されたことに伴い、本市としての対応方針を決定するとともに方針に沿った取り組みを進める。	・行政不服審査法等の改正に係る情報収集を行い、本市としての体制を整備 ・関係課への情報提供や関連する例規を整理	目標の達成状況や成果の評価(できるだけ定量的に記入)	※目標の達成度の区分(「B 重点目標項目」単位での評価)	目標が未達成であれば、今後の具体的な取り組み
	6.基幹業務支援システムのマイナンバー法対応	・共同化システムの安定稼働を図るとともに、法改正等への対応を進める。	・マイナンバー利用開始に向け、必要となるシステム改修を行う。	改正行政不服審査法が平成28年4月1日から施行されることに伴い、組織体制や関連例規の整備を完了した マイナンバー利用開始向けたシステム改修を平成27年12月に完了した。	A	